

役員（理事）構成に関する規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、当法人の理事の構成に関し必要な事項を定め、ガバナンスの健全性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

第2条（準拠）

理事の選任・解任その他役員に関する事項は、法令及び定款の定めに従う。

本規程は、助成事業等におけるガバナンス要件（親族等・密接関係者の割合制限等）を満たすための運用基準として定める。

第3条（親族等の理事の割合制限）

理事のうち、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族（以下「親族等」という。）である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

理事候補の選任にあたっては、理事会（又は選任に係る手続を担う者）は、親族等の該当の有無を確認する。

第4条（密接関係者の理事の割合制限）

理事のうち、相互に密接な関係にある者（例：同一の法人・団体の役職員として密接に関係する者等）である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

理事候補の選任にあたっては、理事会（又は選任に係る手続を担う者）は、他団体での役職・兼職等の状況を確認する。

第5条（確認及び記録）

当法人は、理事の構成に関する確認を、少なくとも年1回（通常総会前後等）実施し、確認結果を記録する。

確認の方法（自己申告書式等）は、理事長が別に定める。

第6条（是正措置）

本規程に抵触するおそれが生じた場合、理事会は速やかに是正措置（役員改選、辞任の勧奨、選任手続の見直し等）を検討し、必要な対応を行う。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。